

## 「ニューピオーネ」「トマト」「桃」などの栽培技術講習会

「定年後に本格的に農業をやってみたい」「栽培技術を身に付けたい」など、これから栽培に挑戦しようとする人や農業を始めて間もない人を対象とした技術講習会です。実際のほ場で、作物の生育状況に合わせて栽培管理方法、収穫、出荷などに必要な技術を学ぶことができます。

**対象** 市内に在住、または市内での就農を希望し、次のいずれかの条件を満たす人

- ① 出荷を目標として農業経営に取り組む人
- ② 新たにニューピオーネ、トマト、桃、またはアスパラガスの栽培を始めようとする人
- ③ 栽培を始めておおむね3年目（桃は5年目）までの基礎技術を習得したい人
- ④ 市内農家への作業支援などを目的に基礎技術を習得したい人

※家庭菜園や家庭果樹園を対象にしたものではありません。

**受講料** 無料

スクール名	ニューピオーネ	トマト	ピーチ	アスパラガス
講習場所	川上町領家地内			川上町地頭地内ほか
研修期間	5月上旬～ 令和5年2月上旬	4月下旬～ 10月下旬	5月中旬～ 令和5年2月中旬	5月下旬～ 12月中旬
回数	全10回程度	全6回程度	全7回程度	全5回程度
研修概要	各回半日程度の実習と講習			
講習内容	若木育成方法、房づくり、収穫、土づくり、剪定など	定植、葉かき、誘引、収穫、土づくりなど	枝管理、摘果、袋かけ、収穫、剪定など	親茎の選定、収穫、剪定、農業散布など
定員	30人	15人	10人	10人

**申し込み** 4月1日(金)～15日(金)に農林課へ

※応募者が少ない場合、開催されないことがあります。

**農林課** ☎21・0223

## 認定農業者等育成支援事業

農業経営基盤強化を目的とした農業用機械の導入を支援します。

### 補助対象事業

自ら使用するものや農作業受託に使用する農業用機械のうち、次の条件を全て満たすもの

- ① 法定耐用年数が4年以上のもの（中古品を認める／消費税は含まない）
- ② 補助対象者の事業に関連したもの
- ③ 農作業以外に使用できる汎用性が高いものや直接労力軽減につながるもの（軽トラックを除く）

## 補助対象者、補助率および上限額

補助対象者	補助対象事業費 補助率・上限額
認定農業者 人・農地プラン(個人)	10万円以上
	1/6 10万円/年度
認定新規就農者	5万円以上
	1/3 50万円/年度
集落営農組織 農業関係法人 人・農地プラン(団体)	10万円以上
	1/2 50万円/年度

や農業用倉庫など)

④ 市内の販売業者から購入するもの  
**申し込み** 4月1日(金)～5月2日(月)に農林課へ

**その他** 交付申請額が予算を上回った場合は、補助率が変わります。なお、本事業は高梁市議会3月定例会での予算措置を前提とするものです。

**農林課** ☎21・0223

## 地域局の日直業務を廃止

4月から地域局の日直業務を廃止します。

これまで土・日曜日、祝休日に地域局で受け付けていた戸籍に関する届け出などは、4月以降は本庁で受け付けます。また、貸館施設の鍵などの受け渡しについては、事前の調整が必要になります。詳しくは各地域局へお問い合わせください。

**有漢地域局** ☎57・3200  
**成羽地域局** ☎42・3211  
**川上地域局** ☎48・2200  
**備中地域局** ☎45・2211